

2025.12.5

国連 Codex アジア調整部会（議長国日本）は食品接触材料規制案を討議

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

Codex は、国連 WHO（世界保健機関）と FAO（世界食糧農業機関）が協同して食品の国際規格を作成する機関であり、188 か国と EU が加盟している。

2023 年 11 月 20～24 日 Codex 委員会執行委員会第 85 回会期において、米国は「Codex 委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発」を提案した。Codex 事務局はいくつかの質問事項を整理し加盟国に回付した結果、総じて肯定的意見がフィードバックされ、2024 年 6 月 1～5 日同第 86 回会期で EU 27 か国をはじめ全体に賛同が確認された。

2025 年 6 月 23～27 日 Codex 食品汚染物質委員会第 18 回会期（CCCF-18）の報告書案に次が確認された。

報告書案パラグラフ 185. CCCF は、米国に、CCCF 19（注：2026 年 10 月 19～23 日開催）で検討するため、カナダと日本の支援の下、食品包装における再生プラスチックの食品安全面に関するガイダンス策定に関する討議資料を作成し、提出するよう要請することに合意した。

こうした中、国連 Codex アジア調整部会（2025 年 8 月 18～20 日開催、議長国日本）は、国際的にハーモナイズした食品接触材料規制案を討議したことが確認された。

関連資料

- FAO/WHO 「コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024 年 3 月 24 日（→p.3）
- プロジェクト文書 コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案書（アメリカ合衆国作成）（→p.5）

- Codex「Codex 食品規格におけるリサイクルガイドラインの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年7月1~5日（→p.8）
- Codex「2024年6月26日付コーデックス回状 CL 2024/20-CAC 「コーデックス委員会におけるリサイクルガイドラインの調査と開発に関する提案に関する情報要求」に対する欧州連合コメント」2024年11月25日～30日（→p.23）
- FAO「食品包装廃棄物：循環型イノベーションと食品安全への考慮」2024年（→p.27）
- 日本政府「コーデックス連絡協議会」関連資料（→p.30）
- Codex 食品汚染物質委員会第18回会期 (CCCF-18) 報告書案「DRAFT REP25/CF」2025年6月26日（→p.33）
- 「Codex アジア調整部会関連資料」2025年8月18～20日（→p.35）

FAO/WHO 「コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年3月24日

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode%252FCircular%252520Letters%252FCL%2525202024-20%252Fcl24_20e.pdf

背景

1. コーデックス委員会執行委員会第85回会期 (CCEXEC85、2023年)において、CRD01で詳しく説明されているとおり、北米からの加盟国顧問である米国は、コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案を提出した。この提案は、コーデックスがこの分野における世界的な取組みをどのように支援できるかを検討することを目的としており、加盟国や民間部門による食品包装リサイクル材料の使用が増加しており、これにより食品の安全性への懸念が高まる可能性があると指摘した。

2. CCEXEC85は、コーデックス委員会第46回会期 (CAC46 (2023))において、コーデックス事務局に対し、コーデックス会員及びオブザーバーに対し、新たなサービスへの関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するための回付レター (CL) を発行するよう要請する勧告に同意した。更に CCEXEC85は、CLに対する加盟国及びオブザーバーの回答に基づいて、次のステップを検討することに同意した。

3. CAC46 (2023)は、CCEXEC85の勧告と CAC/46 CRD36で示された提案に留意し、コーデックス事務局に対し、コーデックス会員及びオブザーバーから情報を収集するため CLを発行するよう要請し、これは予備的なステップであると注記した (REP23/CAC パラグラフ 16 ii)。

コメントの要請

4. コーデックス会員及びオブザーバーは、以下についてコメントを提供するよう求められる。

概要：

- a. コーデックスが食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品の安全性に関する考慮事項に関するガイダンスを開発することは有益か？
- b. CAC/46 CRD36で概説されている側面以外に、将来の作業に考慮すべき側面はあるか？

c.このテーマに関する研究に参加することに興味があるか?

コーデックス会員向け:

a.現在、食品包装に含まれるリサイクル材料の安全性を審査し、保証するための国家プログラムを実施しているか、それともそうしたプログラムは開発中か?

◦ これらのプログラムにはどのような要素が含まれるか(原料規格、リサイクルプロセス技術など)?

◦ 安全性はどのように決定されるか(例えば、総又は特定移行量制限によって)。

◦ これらの要件は包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって異なるか?

b.現在、食品包装のリサイクル要件はあるか、それともそのような義務は開発中か?これらの義務は包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって異なるか?

◦ これらの要件を設定する際にどのような要素が考慮されたか?

c.食品包装に使用するのに適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在使用が承認された又は開発中の技術にはどのようなものがあるか? 食品接触包装用途で食品と接觸しない材料の使用を可能にする、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか?

オブザーバー向け:

a.現在、食品包装におけるリサイクル材料の使用を促進するための自主的プログラムはあるか?

◦ 「はい」の場合、食品の安全性を確保するためにこのプログラムを開発する際にどのような基準が考慮されたか?

◦ これらの基準は包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって異なるか?

b.食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連し、食品の安全性又は貿易に関する問題を経験したことがあるか、又は今後発生すると予想されるか?(例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料を見つけることができない、リサイクル義務に関連する貿易の阻害、又はリサイクル材料の食品包装への取込みなど)。

c.食品包装に使用するのに適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在使用が承認

された又は開発中の技術にはどのようなものがあるか？ 食品と接触しない包装材料の使用を可能にする、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか？

コメント提出に関するガイダンス

5. コメントは、OCS を使用するコーデックス会員及びオブザーバーのコーデックス連絡窓口を通じて提出する必要がある。
6. コーデックス会員及びオブザーバーの連絡窓口は、OCS にログインし、システムへのログイン後に利用できる「マイレビュー」ページで「入力」を選択することにより、コメント募集中の文書にアクセスできる。
7. コーデックス会員及びオブザーバー組織の連絡窓口は、文書レベルでの一般的コメントを提供するよう求められる。OCS コメントのカテゴリとタイプに関する追加のガイダンスは、OCS のしばしば受ける質問(FAQ)にある。
8. ユーザーマニュアルや短いガイドなどのその他の OCS リソースは、次のリンクから参照できる。
<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/resources/circular-letters/en/.>
9. OCS に関する質問については、Codex-OCS@fao.org までお問い合わせください。

付録 I

プロジェクト文書 コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案書（アメリカ合衆国作成）

背景

食品包装[1]は、食品の安全性、公正取引、食品の持続可能性を確保する上で重要な役割を果たしている。包装は食品を汚染や腐敗から保護し、食中毒の可能性を減らす。包装は、より長い距離と時間枠に亘り多様な食品の輸送と保管を可能にし、食品の公正な取引を促進する。又、包装は、食品の無駄や損失を減らし、十分なサービスを受けられず弱い立場にある人々へのより良い食品アクセスを確保することにより、食品の持続可能性を促進する。

近年、地球規模の持続可能性の必要性が強調されている。2021 年 9 月の国連食糧システム

サミットでは、持続可能な食糧システムを奨励することの重要性と消費者が持続可能性の観点から購入する必要性が強調された。2024年国連環境総会では、プラスチック汚染に関する国際協定の策定作業が継続される予定であり、リサイクルはこの取組みにおいて役割を果たすことが期待されている。世界中の各国の法律により、リサイクル材の要件を備えた包装材料を製造することが義務付けられている。全体として、これらの義務は、食品の包装方法に、国、地域、世界的に大きな変化を齎しており、今後更に変化が到来する。

特定の種類の食品包装では、歴史的に食品包装の持続可能性を高めるためリサイクル材料が利用されてきたが（飲料缶へのリサイクルアルミニウムの使用など）、食品包装にリサイクル材料を組み込むと、現在元の材料から作られた食品包装は存在しないという食品の安全性や貿易上の懸念が生じる可能性がある。リサイクル材料は、元の非食品用途で汚染された管理されていない供給源からのリサイクル材料の使用、リサイクル前に消費者により非食品容器としてリユースされることによって、又は廃棄物収集プロセスを通じて、食品への汚染物質の混入という新たなベクトルを表す。更に、食品包装の規制状況は現在細分化されている。多くの国では食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する特定の要件がないが、他の国では国家要件を制定又は策定している。このように国家レベルでの規制アプローチは多様である。リサイクル材料の使用を促進するのではなく、むしろそれを妨げる可能性があり、包装にリサイクル材料を使用する包装済み食品の取引に問題を引き起こす可能性がある。

コーデックス委員会の実装

コーデックスの使命は、「国際的な科学に基づいた食品の安全性と品質基準を設定することにより、消費者の健康を保護し、食品取引における公正な慣行を促進することにある。」[2] コーデックス戦略計画 2020～2025 年の最初の目標は、現在、新興及び重要な問題をタイムリーに解決する。これには、コーデックスが機会や課題に積極的かつ柔軟に対応することが求められる。この戦略計画では、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を達成する各の取組みを支援する上でのコーデックスとコーデックス標準の役割も認識している。戦略計画では、コーデックスが特に支援できるいくつかの SDG を特定している。これには、SDG12 「持続可能な消費と生産パターンの確保」も含まれる。SDG12 には、予防、削減、リサイクル、リユースによる廃棄物の発生削減を含む 11 の目標が含まれ、そして企業に持続可能な慣行を採用するよう奨励する。

コーデックス委員会は、60 年以上に亘り、世界中の安全な食品と公正な貿易をサポートする基準、ガイダンス、ガイドラインの開発に不可欠な部分を占めてきた。食品の生産そのものだけでなく、食品の包装など生産チェーンの他の側面にも取組むことは、食品の安全に関

するコーデックスの使命の範囲内にある。持続可能性を向上させるプログラムと生産インフラを要求する国及び地域の法律が世界中で整備されているため、コーデックス委員会は、安全な食品の公正な取引を促進する方法でこれらの持続可能性への取組みを調整するため、ガイダンスを提供する役割を担っている：

- 食品の安全な側面 - 食品包装用の適切なリサイクル材料原料及びそうした材料を製造するため、リサイクル技術に関するガイドラインを開発する必要がある。食品の包装に不適切なリサイクル材料が組込まれると、食品の安全性が損なわれる恐れがある。これは、有害物質が食品に移行する経路を提供することになる。食品の安全性は、リサイクルされた材料から粗悪な食品包装材料が製造されることによっても損なわれる恐れがあり、それ自体が食品を汚染したり、保管中や輸送中に食品の腐敗を促進したりする可能性がある。
- 公平な貿易の側面 - 国際貿易において、食品包装に使用される適切なリサイクル原料及びリサイクル技術を決定するため使用される基準には一貫性が必要である。世界中の国内法のつぎはぎと、包装材料、特にリサイクル材料に関する異なる基準の導入により、貿易障壁が生じ、政策や規制の枠組みを開発中の国々に混乱が生じる可能性があることが予想される。

勧告：

米国は、CCEEXEC に対し、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関するコーデックス委員会のガイダンスに対する新たな取組みに関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するための回付レター(CL)の発行を検討することを提案する。こうした CL は、コーデックス会員とオブザーバーの両方からのコメントを要請する。CL はコーデックス会員に対して、既存の関連する規制プログラムや義務、及び現在開発中のプログラムに関する情報を要請できる。CL はオブザーバーに対し、既に実施されている、又は現在開発中の自主プログラムに関する情報、並びに適切なリサイクル材料の入手可能性や貿易への影響に関する経験した又は予想される問題に関する情報を要求できる。その後、米国は、潜在的な次のステップを更に検討するため、CL への回答をディスカッションペーパーにまとめるよう提案する。

Codex「Codex 食品規格におけるリサイクルガイドラインの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024 年 7 月 1~5 日

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/fr/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-702-86%252FWorking%2BDocuments%252Fex86_02_Add3e_rev2.pdf

背景

1. コーデックス委員会執行委員会第 85 回会合 (CCEEXEC85、2023 年) において、北米加盟国顧問である米国は、EXEC/85 CRD01 に詳述されているコーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案を示した。この提案は、加盟国と民間部門による食品包装目的でのリサイクル材料の使用が増加しており、これが食品安全上の懸念を引き起こす可能性があることに留意し、コーデックス委員会がこの分野での世界的取組みをどのように支援できるかを検討することを目的としていた。
2. CCEEXEC85 は、コーデックス委員会第 46 回会合 (CAC46 (2023)) に、コーデックス事務局にコーデックス加盟国及びオブザーバーに回状 (CL) を発行する要請を勧告することに合意した。これは、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するコーデックス委員会のガイダンスに関する新しい作業への関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するためである。更に CCEEXEC85 は、CL に対する加盟国およびオブザーバーの回答に基づいて次のステップを検討することに合意した。[2]
3. CAC46 (2023)は、CCEEXEC85 の勧告と、CAC/46 CRD36 で提示された提案に留意し、コーデックス事務局に、コーデックス加盟国及びオブザーバーから情報を収集するための CL を発行するよう要請したが、これは予備的なステップであると指摘した。[3]
4. コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査及び開発の提案に關し情報提供を要求する CL は、2024 年 3 月に発行された (CL 2024/20-CAC)。回答期限は、コーデックス加盟国及びオブザーバーが十分な時間をとってコメントを提出できるよう、2024 年 5 月 1 日から 5 月 15 日に延長された。

CL 2024/20-CAC への回答コメントの要約

5. この文書の目的は、CL 2024/20-CAC への回答として受理したコメントの要約を CCEEXEC86 に提供し、次のステップについて助言することにある。

6. 合計 26 の加盟国、1 つの加盟組織、11 のオブザーバーが CL に回答し、コメントはこの文書の付録 I として添付されている。
7. 回答した加盟国は、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスを作成することの重要性に同意している。一般的に、加盟国は、作業の焦点は全てのリサイクル材料ではなく、リサイクルプラスチックに置くべきと考えている。更に、回答した加盟国は、国際標準化機構（ISO）を通じて完全な規格を開発することを提案した 1 名を除き、コーデックスがこのガイドラインを開発することへ支持を示した。また、この加盟国は、食品包装におけるリサイクル材料に対する世界的に調和のとれたアプローチの重要性を強調し、リサイクルに影響を与える可能性のある他の国際的取組み（プラスチック汚染に関する法的拘束力ある協定に関する国連交渉、循環型経済の取り組みなど）を考えると、この取り組みは時宜を得たものであると述べた。数名のメンバーは、コーデックスによる国際ガイドラインの開発は基準点となり、各国の規格間の一貫性を高め、世界中の消費者保護を強化するだろうと指摘した。
8. 食品包装に使用されるリサイクル材料の安全性に対処する既存の国家プログラムについて、回答した加盟国のは多くは、リサイクル材料に関する具体的な基準ではなく、代わりに一般的な食品包装要件を指摘していると述べた。回答した加盟国のうち数国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用に特に対処した規制を有しており、その殆どは飲料ボトルへのリサイクルポリエチレンテレフタレート（PET）の使用に限定されている。回答した加盟国の中数か国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用に関するガイドラインを有しているか、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用を評価するための自主的審査プログラムを有している。これらの加盟国は、リサイクル材の安全性を判断する際に審査プログラムで考慮される情報の種類の概要を提供した。民間部門の自主的なりサイクルプログラムの開発についても言及があった。
9. 回答したオブザーバー組織は、リサイクルプログラムの開発は飲料ボトルに使用するリサイクル PET に向けられていると指摘した。しかし、紙、ガラス、金属、その他のポリマーなど、他のリサイクル材料の重要性を認識している。オブザーバー組織はまた、適切なりサイクル材料の十分な供給の確保、規制当局の承認の取得、将来のサプライチェーン向けに高品質で大量のリサイクル材料を生産するための適切な機器と技術革新の開発と導入の推進に関する課題にも言及した。
10. 食品包装におけるリサイクル材料の安全性の範囲内で、多くのコメントは、リサイクル材料の起源、又は供給源の追跡可能性を考慮する必要があること、この作業は既存の技術だ

けでなく開発中の新しいリサイクル技術にも適用可能であるべきであり、世界中のリサイクルシステムの多様性を考慮に入れるべきであると強調した。

11. いくつかの加盟国又はオブザーバー組織は、食品包装におけるリサイクル材料の安全性の範囲を超える要因にも言及した。これらの提案された拡張には、供給源（バージン又はリサイクル）に関係なく全ての食品包装の安全性、リサイクル材の公正な取引、リサイクル材の使用による経済的、環境的、社会的影響、および食品中のマイクロプラスチックの存在が含まれていた。

勧告

12. CCEXEC86 は、次の事項を行うことが求められている。

- 受理したコメントを記録し、概要を確認する。
- 食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成に対するコーデックスの関心を確認する。
- このトピックに関するコーデックスにおける新しい作業の範囲と焦点についてコメントする。
- 提案された新しい作業に関するプロジェクト文書をコーデックス事務局に提出するよう奨励するなど、次のステップについて助言する。この文書は、受け取ったコメントと CCEXEC86 での議論を考慮し、出来れば CCEXEC87 と CAC47 による更なる検討に間に合うよう提出される必要がある。

付録 1 （注：欧米日の回答を抜粋する）

CL2024/20-CAXC への回答におけるコメント

Q：コーデックスが、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスを作成することは有益か？

欧州	EU 加盟国は、原則として、食品接触用リサイクルプラスチックに関するコーデックスの取り組みを支持する。私たちはこの取組みに参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。
----	---

	<p>EU 加盟国は、金属とガラスのリサイクルに関して、コーデックスの基準やリサイクルに関するガイダンスの作成は必要ないと考えている。食品接触材料として使用されるリサイクル金属とガラスは、「バージン」の金属とガラスと同じ特定の法律（特定金属に対する特定移行量制限）に準拠する必要がある。従って、問題は、材料がリサイクルされているかどうかとは関係なく、金属とガラスの食品接触材料に関しコーデックス基準が必要かどうかである。</p> <p>紙、板紙、木材、特定の繊維などの天然由来の繊維を含む材料に関して、EU 加盟国は、リサイクルされた場合、これらの材料が汚染される可能性に関する健康リスクが深刻であると指摘している。欧洲評議会の食品接触材料及び成形品に使用される紙及び板紙に関する技術ガイドは有用な情報を提供しているが、現在、この問題に関する権威ある国際基準はない。従って、これらの材料についてはコーデックスの取組みを検討することができる。</p>
米国	<p>コーデックスの使命は、「国際的な科学に基づく食品の安全性と品質基準を設定することにより、消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な慣行を促進すること」である。コーデックス戦略計画 2020-2025 の最初の目標は、現在の問題、新たに発生した問題、及び重要な問題にタイムリーに対処することである。食品の安全性に関するコーデックスの任務には、食品自体の生産だけでなく、食品包装などの生産チェーンの他の側面にも対処することが含まれる。</p> <p>持続可能性に対処するためのアプローチとして、食品包装にリサイクル材料を利用することへの世界的な関心が高まっている。しかし、リサイクル材料は食品への汚染物質の潜在的な侵入の媒介となるため、これらの取り組みは食品の安全性に影響を与える可能性がある。この潜在的な食品安全問題に対処するため、各国/地域で食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する要件を策定している。国/地域の要件に対するアプローチに一貫性がないと国際貿易に問題が生じる可能性があり、食品包装に使用する適切なリサイクル材料を決定するため基準に一貫性を持たせる必要があることを示している。</p> <p>コーデックス委員会は、世界中で安全な食品と公正な貿易を支える基準、ガイダンス、ガイドラインの開発に不可欠な役割を果たしてきた。食品包装におけるリサイクル材料の使用に関するガイドラインを策定することは、コーデックスの使命と一致し、食品安全と食品貿易の両方に影響を与える可能性のある新たな問題に対処することになる。</p>
日本	食品包装におけるリサイクル材料について議論することは有益である。

Q : CAC/46 CRD36 で概説されているものに加えて、今後の作業で考慮すべき側面はあるか？

欧州	プラスチックのリサイクルの投入として使用される高い品質の材料収集に関する安全要件は CAC/46 CRD36 では特定されておらず、プラスチックのリサイクル作業で考慮すべき重要な側面である。
米国	米国は、今後の作業で考慮すべきその他の側面を特定していない。
日本	－

Q : このトピックに関する作業に参加することに関心があるか？

欧州	EU 加盟国は、原則として、食品接触用リサイクルプラスチックに関するコードエックスの作業をサポートしている。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。
米国	米国は、このトピックに関する作業に参加し、主導することに関心がある。
日本	－

Q : 現在、食品包装におけるリサイクル材料の安全性を審査し保証するため国家プログラムを実施しているか、それともそのようなプログラムを開発中か？

欧州	プラスチック法規制規則(EU)2022/1616 は、記載されている全ての要因を考慮し、食品接触用プラスチックのリサイクルを包括的に規制している。これには、ポリエチレンテレフタレート(PET)のメカニカルリサイクルプロセスの認可に必要であり、そしてその他適切なリサイクル技術を確立するための手順が規定されており。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則は、新規技術の開発を認めており、こうした技術のいくつかが EU で開発中である。 安全性は、投入材の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定される。これにより、リサイクル材の残留汚染が消費者の健康リスクを齎さないようになる。現在、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET ポスト コンシ
----	---

	<p>ユーマー廃棄物と、閉鎖及び管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルのみが許可されている。</p> <p>金属とガラスについては、消費者の健康を十分に保護するために必要であるとは現時点では考えられないため、要件はない。この見解は、製造プロセスの性質に基づいている。これらの材料のリサイクル中に使用される高温のため、有機汚染物質が残る可能性は低く、無機汚染物質はこれらの材料に既に適用されている制限の対象となる。</p> <p>紙と板紙の場合、これらの材料には特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルでは依然特定の要件は存在しない。また、欧州評議会が食品接触材料及び成形品に使用される紙及び板紙に関する技術ガイド（決議 CM/Res(2020)9）を策定し、食品接触材料及び成形品の安全性と品質について規定していることも注目に値する。この技術ガイドには、再生紙及び再生板紙に関する一定の一般原則と既知の汚染物質の一部に対する移行限度が含まれている。欧州評議会の技術ガイドの要件への準拠を証明するには、全ての成分及び全てのありうる不純物の移行が、それらに適用される限度を下回っていることを確認する必要がある。回収されたセルロース系纖維を使用する場合、一般要件も満たすための予防的考慮と対策が必要である。適切な品質の投入材の使用は必須であり、洗浄プロセスを適用することもできる。これらの対策は、適正製造基準に従って実行する必要があるリサイクルプロセスの一部である。関連する品質基準は常に指定及び確認する必要がある。最終的な材料又成形品の適合性を確保し証明するためには、機能性バリア（紙又は板紙上又は内部バッグとして）又は機能性吸着剤（紙又は板紙内の物質を保持するためリサイクル材に添加）の使用などの追加措置が必要になる場合がある。</p> <p>最後に、EU の立法枠組みは加盟国ごとに異なる国内法によって補完されており、食品接触材料に関する EU 法規の改正が現在検討中であることに留意する価値がある。</p>
米国	食品包装の製造に使用される主な材料は、金属、ガラス、紙、プラスチックである。ガラスと金属は一般に汚染物質を通さず、リサイクルに使用される処理条件/温度によって容易に洗浄されるため、これらの材料では消費者使用後の汚染は大きな懸念事項ではない。再生ガラスと金属が適切な原料から供給されている限り、食品包装での使用による食品安全上の問題が発生する可能性は殆どない。更に、紙や板紙の再生纖維パルプは、米国連邦規則集 21 CFR

	<p>176.260 (再生纖維パルプ) の基準を満たしていれば、食品接触製品に使用できる。ただし、米国では、食品とバリアで仕切られていない食品包装に再生パルプが使用されていると認識していない。これらの理由から、米国には、食品包装における再生金属、ガラス、紙の安全性を評価する国家プログラムはない。</p> <p>米国では、食品接触用途の再生プラスチックは、バージンプラスチックとは別に認可されていない。即ち、再生プラスチックは、バージンプラスチックと同じ認可、制限、規格の対象となる。そのため、再生プラスチックで作られた食品接触製品を販売するため、米国食品医薬品局 (US FDA) による措置は必要ない。しかし、製品が該当する全ての認可に準拠している必要がある。メーカーは、バージンプラスチックと同様に、リサイクルプラスチックが意図された用途に適した純度であり、既存の全ての規格を満たしていることを保証する責任がある。要件は、連邦規則集 21 CFR 174~179 に記載されている。</p> <p>米国では、適用される全ての認可に準拠するリサイクルプラスチックに対して政府の認可は必要ないが、米国 FDA は、リサイクルプロセスが食品接触用途に適したリサイクルプラスチック材料を生産する能力に関する自主的提出物を審査する。審査後、米国 FDA がリサイクルプロセスによって意図された用途に適した純度のリサイクルプラスチックが生産されると見込まれると判断した場合、米国 FDA は対象のリサイクルプロセスに対してノーオブジェクションレター (NOL) を発行する。</p>
日本	<p>日本は、以下の a、b、c についてまとめてコメントする。</p> <p>(1) リサイクルプラスチック</p> <p>○日本は、食品用器具・容器は包装（「ACP」）に適用される合成樹脂のポジティブリスト制度を採用しており、リサイクル材料もこの制度に準拠する必要がある。また、ポリエチレンテレフタレート及びポリスチレン以外のリサイクル材料（ケミカルリサイクルを除く）は、食品接触材料として使用することが禁止される。</p> <p>○日本でもリサイクルプラスチック材料のリスク管理に関するガイドラインが制定されている。（食品用器具・容器包装の製造に用いられる合成樹脂の原料として再生材料を使用するためのガイドライン（2024年3月告示））</p> <p>○例として、以下の事項がガイドラインで具体的に規定されている。</p>

	<p>■マテリアルリサイクルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物などのポスト コンシューマー材料を使用する場合、予期しない物質が汚染されている可能性もあるため、適切な管理基準を定め、基準を満たしていることを確認することが必要である。(例：マテリアルリサイクルポリマーで作られた包装から食品に移行する汚染物質の量が人の健康を害するおそれがないこと (0.01mg/kg 以下) を確認する (代替汚染物質試験による。)) ・バージン材料から作られた食品用 ACP の製造過程で出る端材などのプレコンシューマー材料は、汚染が殆どないほど高品質であるため、食品用 ACP に使用することが認められている。 <p>■ケミカルリサイクルは、廃棄物を分解して再生樹脂に加工する処理であるため、モノマーなどを分解し重合して再生材料にするケミカルリサイクル材料は、汚染物質が十分に除去されていることが保証されている場合、食品用 ACP に使用することが認められる。</p> <p>(2) 再生紙 使用済みの紙 (再生紙) は、紙内の水分や油分が著しく増加する用途や、長時間の加熱を必要とする用途には使用しないように規定されている。</p>
--	---

Q：これらのプログラムにはどのような要素が含まれるか (原料の規格、リサイクルプロセス技術など)?

欧州	プラスチック法規(規則 (EU) 2022/1616)は、記載されている全ての要素を考慮し、食品接触を目的としたプラスチックのリサイクルを包括的に規制する。
米国	米国 FDA は、原料(本来の用途)、原料の品質を保証するための発生源管理対策、リサイクル プロセス (メカニカル、ケミカルなど)、化学汚染物質を除去するリサイクル プロセスの有効性、及びリサイクル プラスチックの使用条件を検討し、リサイクル プラスチックの安全性を評価する。
日本	－

Q：安全性はどのように判断されるか？ (例えば、一般的な移行制限又は特定の移行制限による)

欧州	<p>安全性は、投入材の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで判断される。これにより、リサイクル材に残留する汚染物質が消費者の健康にリスクを齎さなくなる。</p>
米国	<p>安全性を判断するため、米国 FDA は、リサイクル プロセスがリサイクル材料の調達を管理し、適切な本来の用途（食品接触用途に由来し、産業廃棄物容器を除外するなど）からの材料のみが原料に含まれるようにする能力、及びリサイクル プロセスが収集プロセス又は消費者による二次使用中に発生する可能性のある偶発的汚染を除去する能力を評価する。</p> <p>米国 FDA は、リサイクル プロセスが、リサイクル プラスチックから移行する汚染物質のリスクが FDA が無視できるレベル(食事中濃度< 0.5 ppb に相当)まで汚染物質を除去する能力を実証するため、代替汚染物質テストを推奨する。米国 FDA が推奨する代替汚染物質は、様々な化学的及び物理的特性を持ち、消費者の誤用をシミュレートするため、消費者が利用できる一般的な材料を表している。推奨される汚染物質と試験条件は、米国 FDA のリサイクル ガイダンス ドキュメントに記載されている。**</p> <p>前述のように、米国 FDA は、リサイクル プロセスで潜在的な汚染物質を食事中濃度 0.5 ppb 未満まで除去できるかどうかに基づいて安全性を判断する。このレベルは発がん性に基づいて設定されており、米国 FDA は食事によるばく露に対する最も敏感な毒性エンドポイントであると考えている。この要件を設定するため、米国 FDA は、数百の既知の発がん性物質の発がん性データを調査し、発がん性の確率分布を決定した。この調査では、殆どの既知の発がん性物質は、毎日の食事に 0.5 ppb 未満で含まれている場合、生涯がんリスクが 10^{-6} 未満であると判定された。10^{-6} の生涯がんリスクは、殆どの国際規制機関で一般に公衆衛生上の懸念とは見なされていない。更に、研究されていない化合物が発がん性物質であり、研究された化合物で観察される典型的な発がん性よりもはるかに高い固有の発がん性を持つことは、まずありそうにない。0.5 ppb の閾値は、研究対象となった化合物の大半が非発がん性の毒性効果を引き起こす可能性のある食事中濃度の 2,000 分の 1 であり、強力な農薬が毒性効果を引き起こす慢性ばく露レベルの 200 分の 1 である。</p> <p>米国は、遺伝毒性化合物を考慮した欧州食品安全機関(EFSA)の 0.05 ppb の制限を認識している。しかし、この食事中の閾値をリサイクルプラスチック中の汚染物質の最大残留レベルに変換するため、米国 FDA と EFSA は異なる</p>

	<p>る一連の仮定を使用している。リサイクルプラスチック中に存在する汚染物質の最大残留レベルの観点から見ると、両機関はリサイクルポリエチレンテレフタレート(PET)についてほぼ同じ結果に収束する。更に、米国 FDA は、次の 2 つの理由から、安全限界値 0.05 ppb ではなく 0.5 ppb が十分保守的であると結論付けている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 以前に有害廃棄物を保管していた容器や工業用容器は原料から除外される、 2) 消費者は一般にこれらの汚染物質に触れることがないため、使用後の原料は遺伝毒性化合物で汚染されているとは考えられない。 <p>** 業界向けガイダンス：食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用(化学に関する考慮事項)</p>
日本	－

Q：これらの要件は、包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって変わるか？

欧州	はい、紙と板紙の場合、これらの材料にも特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルではまだ特定の要件が存在しない。食品接触材料に関する EU 法の改正が進行中である。
米国	包装の種類に関係なく、リサイクル材料は、その用途に適した純度で、適用される認可の全ての制限と規格に準拠している必要がある。
日本	－

Q：現在、食品包装のリサイクル要件はあるか、それともそうした義務が策定中か？これらの義務は、包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって異なるか？

欧州	はい、包装及び包装廃棄物に関する新たな EU 法規では、広範な要件が設定されており、プラスチック飲料ボトルについては、2025 年までに最低 25% のリサイクル含有率が義務付けられる。
米国	米国には現在、食品包装のリサイクル要件に関する連邦としての義務はない。しかし、米国内の一部の州では、少なくとも一部の食品接触成形品について、最低リサイクル含有率要件を発行するか、検討中である。
日本	－

Q：これらの要件を設定する際に考慮された要素は何か？

欧州	包装廃棄物の約 50 %を占める食品包装のより持続可能な使用と廃棄物の防 止である。
米国	米国には連邦政府の義務がないため、コメントはない。
日本	—

Q：食品包装に適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在どのような技術の使用が承認されているか、又は現在開発中か？ 食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

欧州	<p>プラスチック包装のリサイクルに承認されている唯一の技術は、PET のメカニカルリサイクルと消費者に提供されていない完全に閉鎖され管理された貿易ループから生じた材料のリサイクルである。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則では、新しい技術の開発が認められており、EU ではそうした技術がいくつか開発中である。</p> <p>制限はあるが、現在は、食品以外の材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET ポスト コンシューマー廃棄物のみが許可されており、閉鎖され管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルも許可されている。</p>
米国	<p>プラスチックリサイクルプロセスに関する自主的な提出書類を審査する際、米国 FDA は各技術を個別に検討する。米国 FDA は、多くのポリマータイプのメカニカルリサイクルプロセスと、PET 及びポリ乳酸(PLA)のケミカルリサイクルプロセスについて、ポジティブな意見書を発行している。</p> <p>米国 FDA は、あらゆるプラスチックリサイクルプロセスに関する意見の提出を受け付けている。提出されたデータにより、対象のリサイクルプロセスで生成されたリサイクル材が、意図された用途に適した純度であることが期待され、製造業者が、リサイクル材が全ての適用可能な認可に準拠していることを保証できる場合、米国 FDA は、対象のリサイクルプロセスと原料に異議を唱えない。</p> <p>米国 FDA は、ガラス、金属、紙のリサイクルプロセスを審査していないため、</p>

	米国にはこれらの材料のリサイクル技術又は原料に関するデータがない。
日本	—

Q：現在、食品包装におけるリサイクル材の使用を促進するための自主的プログラムはあるか？

欧州	—
米国	<p>業界は、食事へのばく露に基づくリサイクル プラスチックの米国 FDA の安全性評価に記載されている基準を一般的に支持しており、このプログラムは合理的で健全な科学的レビューに基づいていると述べている。業界は、コーデックスのガイダンスが、再生プラスチックの安全性をハザードではなくリスクに基づいて評価し、一般的に適用可能で、特定のリサイクル技術を他の技術よりも優遇しない安全性に関する原則を利用することを求めている。業界はまた、米国 FDA のプログラムが、再生プラスチックの安全性と適合性をその使用目的に基づいて具体的に評価できることを高く評価している。</p> <p>業界は、食品接触用途での再生プラスチックの使用に関する独自のガイドラインをいくつか作成している。これらのガイドラインは、広範な作業に基づいて作成されており、より具体的な規制が存在しない管轄区域での適正規範を提供している。</p>
日本	—

Q：はいの場合、食品の安全性を確保するためこのプログラムを開発する際に考慮された基準は何か？

欧州	—
米国	<p>業界は、一般的に、米国 FDA のプラスチックリサイクル審査プログラムが提供する柔軟性と食品包装に使用するリサイクル材の安全性を判断するため考慮すべき要素に関する明確なガイダンスを支持している。米国 FDA のプログラムは任意だが、殆どの包装及び最終製品の顧客とサプライヤーは、リサイクル材の製造業者に対し、リサイクルプロセスが米国 FDA によって審査され、リサイクル材が食品接触用途での使用に安全であることを示すことを要求している。米国 FDA が発行する NOL は、広範な審査プロセスを通じてこれらの業界要件を満たしている。</p>

	<p>業界はまた、米国 FDA プログラムが、ケミカルプロセスなど高度なリサイクル技術に対し NOL を評価して提供することでイノベーションを可能にすることを高く評価している。米国 FDA のリサイクルガイダンス文書は、全てのリサイクルプロセスに適用される一般原則を概説しているため、技術の進歩に合わせてプロセスを更新し、ガイダンスで概説されている原則を利用して、これらの高度なリサイクル技術が食品包装に安全に使用できるリサイクル材を生成するかどうかを判断するため必要な柔軟性も業界に提供している。</p> <p>業界は、コーデックスのガイドラインがリサイクル プロセスの柔軟性も考慮し、安全性に基づかず、あるタイプのリサイクル技術を他のタイプより優遇する過度に厳格な要件ではなく、全てのリサイクル プロセスに適用可能な一般原則を提供することを推奨している。</p> <p>米国 FDA のレビュー プログラムを活用することに加えて、業界の一部のメンバーは、食品接触用途に対するリサイクル材の適合性を更に確保する独自のガイダンスも作成している。これらの業界ガイダンス ドキュメントは、サプライ チェーン コミュニケーションに関する情報を提供し、メーカーがリサイクル材の適合性を確立する方法とこの情報を顧客に伝える方法を決定するのに役立つ。業界は、これらのドキュメントがリサイクル業界内の適正規範と調和を促進すると述べている。</p>
日本	—

Q：これらの基準は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

欧州	—
米国	<p>業界は、食品包装での再生ガラスや金属の使用に関して安全性や貿易上の問題が現在見られないとして、再生プラスチックに特に重点を置いている。</p> <p>食品包装におけるリサイクル材の使用に関連し、食品の安全性や貿易に関する問題を経験したことがあるか、又は経験すると予想しているか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関連する貿易の阻害、又は食品包装へのリサイクル材料の組み込みなど）。</p>
日本	—

Q：食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する問題を経験したことがあるか、または経験すると予想されるか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関する貿易が阻害される、又、リサイクル材料を食品包装に組み込むことなど）。

欧州	—
米国	<p>業界は、リサイクル材の十分な供給について懸念を表明している。食品包装用途におけるリサイクル材の需要が高まっているため、適切な品質のリサイクル材が十分に供給されていることを確認することが重要である。業界は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用を可能にする十分な品質の原料が確実に生成されるように、リサイクルインフラの強化を支援している。更に、規則の世界的な調和は、安定したビジネス環境を促進し、規制の確實性を確保するのに役立つ。これにより、地域のリサイクル能力が一層促進され、全ての消費者にとって食品包装の安全性がより確実に確保される。業界は、リサイクル材の使用に関するガイドラインを要求している。このガイドラインは、貿易の新たな障壁を作り出したり、市場でのリサイクル材の入手を妨げたりするのではなく、合理的で、イノベーションをサポートし、ソリューションを促進する機能である。</p> <p>業界はまた、リサイクルプラスチックの地域循環に焦点を当てたモデルの作成にも関心を持っている。一般的に適用可能な原則に基づくコーデックスガイドラインは、地域のリサイクル業者に対する規制の調和に役立ち、地域で収集された材料から製造された食品包装が世界的に受け入れられることを保証する。</p>
日本	—

Q：食品包装に適したリサイクル材の安全性を確保するために、現在使用が承認されている、または現在開発中の技術は何か？ 食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか？

欧州	—
米国	業界からの情報によると、リサイクル技術は絶えず開発され、拡大している。業界では、安全性を確保するため適切な対策が講じられている限り、確立さ

	<p>れるガイドラインはイノベーションを可能にするもので、リサイクル技術に関して過度に規定的であってはならないと考えている。そのため、業界は、従来の（メカニカル）及び高度な（ケミカル）双方のリサイクル技術全てについて議論し、イノベーションの機会を提供することを求めている。</p> <p>業界は、高度リサイクル技術により、リサイクルプラスチックの収集、選別、リサイクル、及び品質が向上すると考えています。ケミカルリサイクルなどの高度リサイクル技術により、食品に接触しない材料など、より幅広い原料をリサイクルプロセスで使用できるようになる。</p>
日本	－

Codex 「2024 年 6 月 26 日付コーデックス回状 CL 2024/20-CAC 「コーデックス委員会におけるリサイクルガイドラインの調査と開発に関する提案に関する情報要求」に対する欧洲連合コメント」 2024 年 11 月 25 日～30 日

https://food.ec.europa.eu/document/download/4cccd8f6b-93b8-4cb3-878e-4f85305c153e_en?filename=codex_cac_47_cl-2024-20_reply.pdf

欧洲連合とその加盟国 (EUMS) は、食品包装用のリサイクル材料に関するコーデックスの作業を開始する機会に関する継続的な検討を歓迎する。

具体的なコメント :

- a. コーデックスが、食品包装でのリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスを作成することは有益か？

EUMS は、原則として、食品接触用のリサイクルプラスチックに関するコーデックスの作業を支持する。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。

金属とガラスのリサイクルに関して、EUMS は、それらのリサイクルに関するコーデックス基準又はガイダンスの作成は必要ないと考える。食品接触材料として使用されるリサイクル金属とガラスは、「バージン」金属とガラスと同じ特定の法律（特定の金属に対する特定の移行制限）に準拠する必要がある。従って、問題は、材料がリサイクルされているかどうかの問題とは関係なく、金属とガラスの食品接触材料に関するコーデックス基準が必要かどうかである。

紙、板紙、木材、特定の繊維などの天然由来の繊維を含む材料に関して、EUMS は、これらの材料をリサイクルした場合の汚染の可能性に関する健康リスクが深刻であると指摘する。欧洲評議会の食品接触材料及び成形品に使用される紙と板紙に関する技術ガイドは有用な情報を提供しているが、現在、この問題に関する権威ある国際基準はない。従って、これらの材料についてはコーデックスの作業を検討できる。

- b. CAC/46 CRD36 で概説されているものに加え、今後の作業で検討すべき側面はあるか？

プラスチックのリサイクルの投入材として使用される高品質の材料の収集に関する安全要件は、CAC/46 CRD36 では特定されておらず、プラスチックのリサイクルに関する作業で検討すべき重要な側面である。

c. このトピックに関する作業に参加することに興味があるか?

EUMS は、原則として、食品接触用のリサイクルプラスチックに関するコーデックスの作業を支持する。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。

コーデックス加盟国向け:

a. 食品包装におけるリサイクル材料の安全性を審査し保証するための国家プログラムが現在実施されているか、又はそうしたプログラムを開発中か?

プラスチック法規則(EU)2022/1616 は、記載されている全ての要因を考慮し、食品接触プラスチックのリサイクルを包括的に規制している。この規制では、メカニカルによるポリエチレンテレフタレート(PET)リサイクルプロセスの認可が必要であり、他の適切なリサイクル技術を確立する手順が定められている。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則では、新規技術の開発が認められており、EU ではそうした技術がいくつか開発中である。

安全性は、投入材料の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定され、リサイクル材の残留汚染が消費者に健康リスクを齎さないようにする。現在、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET 使用済み消費者廃棄物のみが許可されており、また、閉鎖及び管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルも許可される。

金属とガラスについては、消費者の健康を十分に保護するため現在必要であるとは考えられないため、要件はない。この見解は、製造プロセスの性質に基づいている。これらの材料のリサイクル中に使用される高温のため、有機汚染物質が残る可能性は低く、無機汚染物質はこれらの材料に既に適用されている制限の対象となる。

紙と板紙の場合、これらの材料には特定の要件が必要と思われるが、欧州連合レベルではまだ特定の要件は存在しない。また、欧州評議会が、食品接触材料及び成形品の安全性と品質に関する、食品接触材料及び成形品用紙と板紙に関する技術ガイド（決議 CM/Res (2020) 9）を策定したことにも注目に値する。このガイドには、リサイクル紙と板紙に関する特定の一般原則と、既知の汚染物質の一部の移行制限が含まれている。欧州評議会の技術ガイドの要件に準拠していることを示すには、全ての成分とあらゆる可能性のある不純物の移行が、それらに適用される制限を下回っていることを確認する必要がある。回収されたセルロース系纖維を使用する場合、一般要件も満たすため予防的考慮と対策が必要である。適切な品

質の投入材の使用が必要であり、洗浄プロセスが適用される場合がある。これらの対策は、適正製造規範に従って実行する必要があるリサイクルプロセスの一部である。関連する品質基準は常に指定及び確認する必要がある。最終的な材料又は成形品のコンプライアンスを確保及び実証するため、機能的バリア（紙又は板紙上又は内部バッグとして）又は機能的吸着剤（紙又は板紙内の物質を保持するためリサイクル材に追加）の使用などの追加対策が必要になる場合がある。

最後に、EU の立法枠組みは加盟国ごとに異なる国内法によって補完されており、食品接触材料に関する EU 法の改正が現在検討中であることに留意してください。

○ これらのプログラムにはどのような要素が含まれますか（原料仕様、リサイクルプロセス技術など）？

プラスチックに関する法律（EU 規則 2022/1616）は、記載されているすべての要素を考慮し、食品と接触することを目的としたプラスチックのリサイクルを包括的に規制しています。

○ 安全性はどのように決定されますか（たとえば、一般的な移行限度または特定の移行限度によって）？

安全性は、投入材料の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定されます。これにより、リサイクル材料の残留汚染が消費者の健康にリスクをもたらさないようになります。

○ これらの要件は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

はい。紙と板紙の場合、これらの材料にも特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルでは依然特定の要件は存在しません。食品接触材料に関する EU 法の改正が進行中である。

b. 現在、食品包装のリサイクル要件がありますか、それともそうした義務が策定中か？ これらの義務は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

はい、包装及び包装廃棄物に関する新たな EU 法では、広範な要件が定められており、プラスチック飲料ボトルについては、2025 年までに最低 25% のリサイクル含有率が義務付けられる。

- これらの要件を設定する際に考慮された要素は何か？

包装廃棄物の約 50 %を占める食品包装のより持続可能な使用とごみの防止である。

- c. 食品包装に適したリサイクル材の安全性を確保するため、現在使用が承認されている、又は現在開発中の技術は何か？食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できるようにするための新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

プラスチック包装のリサイクルに認められている唯一の技術は、PET のメカニカルリサイクルと消費者に提供されていない完全に閉鎖され管理された貿易ループから生じた材料のリサイクルである。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則は、新規技術の開発を許可しており、EU ではそうした技術がいくつか開発中です。

制限はあるが、現在は、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET ポスト消費者廃棄物と閉鎖され管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルのみが許可されている。

オブザーバー向け：

- a. 食品包装でのリサイクル材料の使用を促進するための自主的プログラムが現在あるか？
 - ある場合、食品の安全性を確保するためこのプログラムを開発する際に考慮された基準は何か？
 - これらの基準は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？
- b. 食品包装でのリサイクル材料の使用に関連し、食品の安全性又は貿易に関する問題が発生したことがあるか、または発生すると予想しているか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関連する取引が阻害されている、又はリサイクル材料を食品包装に組み込むことなど）
- c. 食品包装に適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在どのような技術の使用が承認されているか、又は現在開発中か？ 食品に接触しない材料を食品に接触する包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

FAO「食品包装廃棄物：循環型イノベーションと食品安全への考慮」2024年
<https://openknowledge.fao.org/items/1e3f4c8d-c7ed-46e0-92cb-bbf2ab99c6df>

概要（短い要約）

包装は食品を新鮮で安全に保つ上で重要な役割を果たすが、プラスチックやその他の材料の形で廃棄物が発生する。食品包装に対する循環アプローチにより、環境に有害な包装廃棄物を削減できる。循環型食品包装ソリューションの安全性を確保するため、生産者と消費者が認識しておくべき重要な食品安全上の考慮事項がある。この概要では、循環型農業食品システムへの移行において循環型食品包装ソリューションを実装する際の食品安全上の考慮事項の概要を示す。この技術概要は、FAO の出版物「循環型経済における食品安全」に付随する 5 つの概要の 1 つである。

<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/40922a72-e021-4907-b0ea-8ef5266a7beb/content>

包装は食品を新鮮で安全に保つ上で重要な役割を果たすが、プラスチックやその他の材料の形で廃棄物が発生する。食品包装への循環型アプローチにより、環境に有害な包装廃棄物を削減できる。循環型食品包装ソリューションの安全性を確保するため、生産者と消費者が認識しておくべき重要な食品安全上の考慮事項がある。

食品包装：問題と循環型ソリューション

包装は、食品を新鮮に保ち、安全に食べられるようにし、賞味期限を延ばして食品のロスと廃棄を減らす上で重要な役割を果たす。しかし、食品包装のかなりの部分を占める非生物分解性プラスチックにより、大量の廃棄物が発生する。不適切な管理により、このプラスチック廃棄物の多くは環境、農業土壤、世界の海洋に流れ込む。化石燃料からプラスチックを製造することは、温室効果ガスの排出に寄与し、人と環境の健康の両方に重大な影響を及ぼす。

主なメッセージ

>食品包装は食品の鮮度を保ち、食品ロスや廃棄を減らすが、プラスチックやその他の廃棄物を生成し、環境に影響を及ぼす。

>廃棄物を減らすための循環型ソリューションには、包装の再利用やリサイクル、代替包装や革新的な包装の開発などが含まれるが、食品の安全性への影響も伴う。これらの影響は、

そうした材料を設計及び使用する際に考慮する必要がある。

>循環型食品包装ソリューションの環境的利点は、食品の安全性のリスクと比較検討する必要がある。

食品包装廃棄物を減らすための循環型包装のソリューションには、使い捨て包装製品から再利用可能な包装製品への移行、プラスチックのリサイクルの促進、安全で持続可能な代替包装の開発が含まれる。農業食品システムをより循環的なアプローチへと変革する場合、食品包装用のバージン及び使い捨て材料からの移行、代替包装の採用、食品関連の包装廃棄物の影響による食品安全リスクを考慮する必要がある。

循環型経済のための食品包装：食品安全に関する考慮事項

>リサイクル包装による潜在的な健康リスク

食品包装材料のリサイクルは、特に材料が以前に食品以外の用途で使用されていた場合、包装から食品に移行する可能性のある物質による健康上の懸念の原因となる可能性がある。適切に処理されない場合、リサイクルされたアルミニウム調理器具には、浸出性の鉛が高濃度に含まれている可能性がある。食品とリサイクル紙及び板紙が接触すると、印刷インクや製造に使用される化学物質など、様々な物質が保存食品に移行する可能性があるが、通常は健康リスクとは見なされていない。

リサイクルプラスチックは一般的に幅広い材料から作られているため、食品の安全性にリスクを齎す可能性のある全ての物質を特定して評価することは困難である。海洋から回収されたプラスチックをリサイクル食品包装に使用すると、海洋のプラスチック汚染が軽減されるという利点があるが、海洋及びのプラスチックには通常、食品包装に使用する前に評価しなければならない様々な染物質が含まれる

>再利用可能な包装に関する食品安全上の考慮事項

食品包装又容器を再利用すると、使い捨てアイテムのライフサイクルを延長できる再利用を成功させるには、使用間の相互汚染を回避し、製品の完全性を維持し、劣化が食品の安全性にリスクを齎さないことを保証する必要がある多くの病原菌は、ガラス、アルミニウム、プラスチックなど、再利用可能な包装に使用される様々な素材上で数日又数週間も生存することが報告されているため、使用間の包装の洗浄は食品の安全性にとって重要である。再利用可能な包装は時間の経過とともに劣化する可能性があり、添加物や汚染物質が食品に

移行したり、マイクロプラスチックなどの物理的破片が放出されたりする可能性がある。熱も容器に影響を与える可能性があり、電子レンジで繰り返し加熱すると、再利用可能な包装からマイクロプラスチックが放出される可能性がある。

>安全で持続可能な包装の代替品

イノベーションと再設計は、再生不可能な材料の量を減らし、再生可能で生分解性のある材料に置き換え、包装の寿命と再利用機能を向上させるなど、包装廃棄物を削減する機会に焦点を当てている。しかし、環境の持続可能性を向上させるための食品包装の再設計は、食品の安全性を損なわないよう慎重に実施する必要がある。農業廃棄物を包装ソリューションに使用すると、原材料によっては、農薬残留物、マイコトキシン、更には食品アレルゲンなどの化学的危害を齎す恐れがある。より環境に優しいと宣伝されている再利用可能な竹製カップは、食品にメラミンとホルムアルデヒドが大量に移行していることが判明し、多くの国でリコールが必要になった。

アクティブ・インテリジェント包装

テクノロジーを使用して食品包装を改善することへの関心が高まっている。アクティブ包装では、包装内に化学物質を組み込んで保存期間を延ばし、腐敗のリスクを減らす。インテリジェント包装では、包装に取り付けられたセンサーを使用し、包装された食品の品質と劣化をリアルタイムで追跡し、保存状態、鮮度、腐敗の可能性に関する情報を提供する。

この 2 種類の包装は、食品の安全性と品質を確保しつつ食品廃棄物を削減するため、別々に又は同時に使用できる。しかし、こうした包装の利点は、時間温度の指標となる染料などの物質が保存された食品に移行又は漏洩するリスクと比較する必要がある。更に、これらの新興材料専用の適切なリサイクルやその他の使用済みストリームが不足していることから生じる環境の持続可能性に関する問題がある。

食品用包装は、包装廃棄物を削減し、食品廃棄物を活用する可能性を提供する。例えば、加工された柑橘類の皮やリンゴの搾りかすから得られるペクチンを使用して、食用フィルムを作ることができる。しかし、食品廃棄物源からの化学的及び微生物学的危険がある。食用包装の設計では、安全に摂取でき、食品を保護するための適切なバリアとして機能することを保証するため、食品安全上の危害性を考慮する必要がある。保管及び使用中の新しい包装材料の構造的完全性を確保するため、ナノ複合材料の設計などの研究戦略が進行中であり、現在の非生分解性材料と同等の耐久性を実現することを目指している。

日本政府コーデックス連絡協議会

厚労省「第 109 回コーデックス連絡協議会」令和 6 年 2 月 15 日

<https://www.mhlw.go.jp/content/001209528.pdf>

(p.27) 2023 年 11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）FAO/WHO 合同食品規格計画

- ・ 食品包装のリサイクル材料の食品安全考慮事項に関するリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案

第 85 回執行委員会において、米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討することを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか情報収集するための CL（回付文書）をコーデックス事務局から加盟国とオブザーバーに発行したいとの提案があった。アジア地域調整国（中国）から、現時点でのリサイクルガイダンスの開発の緊急性と必要性に疑問が示されたが、第 85 回執行委員会は、今次総会に CL の発行を勧告すること、また、加盟国とオブザーバーからの回答を踏まえて次のステップを検討することに合意した。

今次総会では、多くの加盟国から、第 85 回執行委員会の勧告を支持する意見が示された。また、ガイダンス等の作成が必要かどうかを判断するための前段階であることを強調する意見も示された。ブラジルからは、コーデックスがマンデートを損なうことなく、持続可能性の問題にどのように取組むことが可能かを示すよい事例になることが期待される旨発言があった。中国からは、CL の発行に異論はないが、科学的なエビデンスがまだ十分ではないのではないか、また、プライオリティが低いのではないか、との意見が示されたが、FAO から、かなりの量の科学的データが入手可能であり、要請があればリスク評価は可能との回答があった。複数の加盟国から、議論する部会に関する疑問や具体的な提案も示されたが、コーデックス事務局から、どの部会で作業を行うかは、執行委員会の勧告を踏まえて、総会で決定されることになる旨回答があった。

（結論）

今次総会は第 84 回及び第 85 回執行委員会の議論を確認し、結論及び勧告を承認した。

また、以下の事項に合意した。

- ・ オブザーバー資格を持つ NGO に、積極的な対応と、手続きマニュアルに従って、他の組織におけるメンバーシップに関する情報を提供するよう奨励。
- ・ コーデックス事務局に、食品包装へのリサイクル材料の使用に関し、食品安全の観点で、コーデックスのガイダンス作成への関心、価値、ニーズがあるかどうかを評価するための

CL を発行するよう要請。この作業は前段階であることを確認。

回付レター

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/resources/circular-letters/en/>

厚労省・消費者庁・農水省「第 114 回コーデックス連絡協議会（令和 6 年 11 月 7 日開催）」
令和 7 年 2 月 7 日掲載

厚労省

<https://www.mhlw.go.jp/content/001340331.pdf>

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/review_meeting_002/040177.html

農水省

<https://www.maff.go.jp/j/study/codex/index.html>

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回総会の主な検討議題 2024 年 11 月 25 日（月）～
11 月 30 日（土）

食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関する
ガイダンスの作成 第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）において、北米地域代表（カナダ）
のアドバイザーとして出席していた米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加
しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討す
ることを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの
関心、ニーズ、価値があるか、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行いたいとの
提案があった。議論の結果、第 46 回総会（2023 年）に情報収集と意見照会の実施を勧告す
ること、また、その結果を踏まえて次のステップを検討することに合意した。第 46 回総会
(2023 年) では、多くの加盟国からこの勧告を支持する意見が示され、加盟国とオブザー
バーに情報収集と意見照会を行うことに合意した。また、この作業は準備段階であることを
確認した。第 86 回執行委員会では、52 加盟国、1 加盟機関、11 オブザーバーから提出さ
れた情報や意見においてコーデックスでのガイダンス作成への高い関心が示されたことか
ら、関心国に、提出されたコメントを考慮して新規作業提案を提出するよう奨励した。（作
業を行う部会は決定していない。）

消費者庁「第 115 回コーデックス連絡協議会(2025 年 3 月 4 日)」2025 年 2 月 28 日

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/review_meeting_002/041258.html

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_250228_01.pdf

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回総会 報告書

: 2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

議題 2. 第 86・87 回執行委員会の報告

（議論）

・ 米国から、第 86 回執行委員会の議論に関連し、第 46 回総会（2023 年）後に加盟国とオブサーバーから提供された、食品容器包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全の観点からの指針作成についての回付文書(CL)へのインプットに感謝が表明された。また、新規作業提案を 2025 年 6 月に開催される食品汚染物質部会 (CCCF) へ提出し、作業開始を目指している旨報告された。日本は米国のリーダーシップに感謝を表明するとともに、食品安全に焦点をあてた国際的に調和のとれた指針の重要性 を強調し、多くの加盟国が CL に対して新規作業への支持を示したように、日本も米国的新規作業への取組を支持する旨表明した。議長から、CL において新規作業への幅広い支持があったことが改めて伝えられた。

第 47 回コーデックス総会（2024 年 11 月 25 日～11 月 30 日） 結果一覧（コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等）

<その他>

食品包装へのリサイクル材料の使用に関するガイダンスの策定と調査（米国提案）

次回 CCCF(2025 年 6 月)へ新規作業提案を提出予定。

Codex 食品汚染物質委員会第 18 回会期（CCCF-18）報告書案「DRAFT REP25/CF」2025 年 6 月 26 日

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode%252FMeetings%252FCX-735-18%252FREPORT%252FDRAFT%2BREPORT%252FDRAFT_REPORT_18_CF_REPORT_e.pdf

議題の採択（議題 1）

6. CCCF は、暫定議題を本会合の議題として採択し、議題 22（その他の事項）において、時間の都合上、以下の事項について議論することに合意した：

- ・食品包装における再生プラスチックの使用に関する食品安全面に関するガイダンスに関する新たな作業提案の最新情報（米国）

その他（議題 22）

食品包装における再生プラスチックの食品安全面に関するガイダンス（米国）

180. 米国は、CAC 47（注：Codex 食品委員会第 47 回会期）がこのテーマ[25]に関する作業開始を全面的に支持したことを想起し、食品包装における再生プラスチックの食品安全面に関するガイダンス文書の作成に関するディスカッションペーパーを CCCF 19(注:2026 年 10 月 19~23 日開催予定) に提出する意向を改めて表明した。

[25]REP24/CAC パラグラフ 21

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode%252FMeetings%252FCX-701-47%252FFINAL%252520REPORT%252FREP24_CACe.pdf

21. ある加盟国が CAC 47 に対し、次回のコーデックス食品汚染物質委員会（CCCF）に、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全面に関するガイダンス策定に関する新たな作業提案を提出する意向を伝えた。別の加盟国もこの意向を支持し、この作業に対する全般的な支持が再確認された。

議論

181. CCCF は、このテーマはコーデックス食品添加物委員会（CCFA）ではなく、CCCF の管轄下に入ると指摘した。

182. ある加盟国は、現時点では再生プラスチックの使用と食品安全又は公正取引との関連性を裏付ける明確な証拠はないと述べた。また、新たな作業を検討する前に、FAO と WHO

がより強固な科学的根拠を確立する必要があると指摘した。更に、CCCF がこの作業を行う適切な委員会であるかどうか疑問視し、CCFA の権限下に入る方が適切かも知れないと示唆した。

183. しかし、この討議資料は、当該テーマに関連する全ての情報と見解をまとめたものに過ぎないことが明確にされた。その後、CCCF 19 は、この討議資料を検討し、適切な今後の対応を決定するよう要請される。従って、CCCF 18 において新たな作業を検討したり、専門家作業グループ (EWG) の設置を検討したりするのは時期尚早である。しかしながら、討議資料の作成に協力を希望する加盟国は、米国に関心を表明することができる。

184. あるオブザーバーは、食品接触用途に関する事項が、食品科学技術、そして食品生産のコミュニティにおいて多くの革新を齎してきたことを指摘し、この討議資料の作成への支持を表明した。このオブザーバーは、この討議資料が、コーデックスにおける食品接触用途における国際標準化と慣行の調和をどのように達成できるかについて、展望を開くものとなるだろうと指摘した。

結論

185. CCCF は、米国に、カナダと日本の支援の下、CCCF 19 で検討する食品包装における再生プラスチックの食品安全面に関するガイダンス策定に関する討議資料を作成し、提出するよう要請することに合意した。

Codex 「アジア Codex 食品規制フォーラム 2025 – バンコクのハイライト」 2025 年 9 月 4 日

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1742085/>

アジア Codex 食品規制フォーラム 2025 は、2025 年 8 月 18 日から 20 日まで、タイのバンコクで、ハイブリッド形式で開催された。本フォーラムは、Codex オブザーバーである国際食品科学技術連合 (IUFoST) が、その食品規制科学の専門組織である世界食品規制科学協会 (GFoRSS) を通じて、タイ及びアジアの食品科学団体と共に開催し、次回の FAO/WHO アジア調整部会第 23 回会合 (CCASIA 23) 議長を務める [Aya Orito Nozawa](#) (日本) (注: 農水省消費・安全局食品安全政策課専門官織戸亜弥) が議長を務めた。

フォーラムは、主催者とコーデックス委員会 (CAC) 副委員長 [Tian Jing](#) 副委員長による歓迎の挨拶で開会され、[Jing](#) 副委員長はコーデックスにおける地域的な連帯の重要性を強調した。[Aya Orito Nozawa](#) は、世界の食品基準形成におけるアジアの役割を強調し、本フォーラムを「CCASIA23 及び CAC48 会合に向けた特別な機会であり、多様性に富むアジア地域が消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を確保し、Codex の活動を将来に向けてより意義深いものにするため協力できる」と評した。開会の辞では、IUFoST 代表で元 CAC 副議長 [Samuel Godefroy](#) も発言し、食品安全と貿易における科学に基づいた協調的アプローチの価値を強調し、「規制当局、科学者、そして利害関係者を結集することで、本フォーラムは Codex におけるアジアの集合的な発言力を強化し、現代的で科学に基づいた食品基準を推進する」と述べた。

本フォーラムの主な目的は、Codex 活動における地域協力を強化し、CCASIA 23 及び CAC 48 に向けて、アジアの発言力が国際レベルで強く、かつ十分に調整された状態を維持することにある。また、能力構築、アドボカシー戦略の調整、そして食品安全と貿易に対する科学に基づいた、かつ文化に配慮したアプローチの探求も目指した。

アジア 18 カ国から約 80 名が参加した。各国の Codex 連絡窓口や食品当局の代表者も参加し、技術的視点と文化的視点の両方が反映されるよう配慮された。

参加者は、Codex 分析法・サンプリング委員会 (CCMAS)、Codex 一般原則委員会 (CCGP)、Codex 食品汚染物質委員会 (CCCF)、Codex 執行委員会 (CCEEXEC) といった最近の Codex 委員会会議の成果をレビューし、Codex 残留農薬委員会 (CCPR) と Codex 香辛料・料理用ハーブ委員会 (CCSCH) の今後の活動について説明を受けた。また、新規食品、食品接触材料、超加工食品といった新たな課題についても検討し、規制アプローチのハーモナイズに

おける機会と課題を浮き彫りにした。

重要な成果の一つは、機動的かつ透明性のある規制経路の価値について合意が得られたことである。参加者はまた、Codex 向けの共同討議資料の作成と、連携したアドボカシー戦略の強化の必要性を強調した。アフラトキシンやヒ素などの汚染物質に関するデータ収集に関する地域協力の促進においても進展が見られ、能力構築とより広範なステークホルダーの関与の重要性も強調された。

CCASIA 23 共同議長である中国の Ding Hao は、Codex 共同体の価値強化におけるフォーラムの役割を強調した。「フォーラムは、Codex の中核となる原則である、科学的根拠に基づく基準、消費者の健康保護、そして公正な貿易の促進へのコミットメントを再確認しました。また、アジア加盟国のニーズを反映し、国際基準策定において私たちの声が明確に反映されることに貢献しました。」

続きを読む

CCASIA 地域からのニュース

GFORSS イベントページ：アジア Codex 食品規制フォーラム - 科学、イノベーション、政策の架け橋 • 2025 年 8 月 18 日～20 日 • タイ、バンコク - 国際食品規制科学協会 (GFoRSS)

「文書」

<https://gforss.org/2025/07/11/2025asiacodexforum/>

2025 年アジア Codex 食品規制フォーラム報告書

「アジア Codex 食品規制フォーラム 2025 – バンコクのハイライト」(Codex 委員会公式ヘッドライン、2025 年 9 月 4 日発行)

イベントポスター

議題案 †

1 日目：2025 年 8 月 18 日

- ・ Codex 委員会の最近の活動及び今後の活動概要／成果：
 - ・ CCEEXEC (Codex 執行委員会) 88
 - ・ CCGP (Codex 一般原則委員会) 34
 - ・ CCCF (Codex 食品汚染物質委員会) 18
 - ・ CCMAS (Codex 分析法・サンプリング委員会) 44
 - ・ CCASIA (Codex アジア調整委員会) 23

- ・グループディスカッション：
- ・グループ 1 – Codex 委員会の成果と CCASIA 加盟国における優先事項：PDF • 記入可能な文書
- ・グループ 2 – CCASIA による Codex 戦略計画 2026-2031 実施のための優先事項の検討：PDF • 記入可能な文書
- ・Codex 戦略計画 2026-2031：現状と今後の予定手順

2 日目：2025 年 8 月 19 日

- ・1 日目の Codex 委員会での議論の要約：
- ・Codex 委員会の最近の成果に関する主要な議論
- ・今後の Codex 委員会への提言
- ・食品イノベーションの管理：新規食品、原材料、プロセス – 食品規制・実務と Codex の役割
- ・食品イノベーションを管理するための規制の適正規範：タイの食品イノベーション・規制ネットワーク (FIRN)
- ・シンガポールの新規食品規制枠組み
- ・グループディスカッション – 食品原材料とプロセスにおけるイノベーションに対応するイノベーション・フレームワークのためのアジャイル規制モデルの推進：PDF • 記入可能な文書

3 日目：2025 年 8 月 20 日

- ・プレゼンテーション：食品接触材料の管理 – 食品規制の実務と Codex の役割
- ・グループディスカッション：食品接触材料 (FCM) 管理の将来的な方向性の策定 – 地域的な収束に向けてと Codex の役割：PDF • 記入可能な文書
- ・プレゼンテーション：「超加工食品」をめぐる議論と Codex の役割の可能性
- ・Codex • オブザーバーとしての FIA の経験
- ・2025 年アジア Codex 食品規制フォーラムの主な成果と提言
- ・質問票：Codex 関連事項におけるステークホルダーの組織的関与に向けて – CCASIA Context：PDF • 記入可能な文書

2025 年世界食品規制者サミット (GFRS)

- ・パンフレット • 音声による紹介

討議資料

- ・食品イノベーションの管理：新規食品、原材料、プロセス – 食品規制の実務と Codex の

役割

- ・食品接触材料の管理 – 食品規制の実務と Codex の役割
 - ・基準設定と政策検討を支えるエビデンスに基づく食品分類：「超加工食品」をめぐる議論と Codex の役割の可能性
-

*補足資料はこちら必要に応じて、又は入手可能な場合は PDF 形式で提示される（特に記載がない限り）。必要に応じて改訂される場合がある。

† 2025 年 8 月 14 日改訂

「プレゼンテーション：食品接触材料の管理 - 食品規制の実践と Codex の役割」

https://gforss.org/wp-content/uploads/2025/08/2025AsiaCodexForum_Day3_FCMpres_vf.pdf

(p.1) 討議資料 食品接触材料 (FCM) の管理 食品規制の実践と Codex の役割

(p.2) はじめに

食品接触材料 (FCM) : Codex がもたらす機会

□ FCM の役割：包装、機器の表面、インク、接着剤、コーティングは、安全で効率的かつ持続可能な食品システムにとって不可欠である。

□ 現状の課題：世界的に監視体制は依然として不均一であり、多くの国がインフラ、法的ツール、そして科学的能力、特に NIAS やリサイクル材に関するギャップに直面している。

□ Codex のギャップ：FCM は衛生に関する文書で間接的に言及されており、横断的な枠組みやハーモナイズしたポジティブリストは存在しない。

(p.3) はじめに

食品接触製品

食品接触材料 (FCM)

- ・プラスチック
- ・金属と合金
- ・板紙
- ・ガラス
- ・ワニス
- ・コーティング剤

- 接着剤

- インク

- ...

食品接触化学物質 (FCC)

- ポリマー

- オリゴマー

- 残留モノマー

意図的添加物質 (IAS)

- 添加剤

- 顔料

- 出発物質

- 製造助剤

非意図的添加物質 (NIAS)

- 不純物

- 反応及び分解生成物

- ...

(p.4) 問題提起

FCM は不活性ではなく、食品との相互作用が品質や安全性に影響を与える可能性がある。

移行 (IAS 及び NIAS)

浸透 (N₂、O₂、CO₂) 異臭、香料化合物など

吸着 (香料化合物、油脂、色素など)

更に複雑！-リサイクル材-アクティブ/インテリジェント包装-多層構造

(p.5) 問題提起

➤ 定義、市場投入前監視、移行試験要件、NIAS アプローチの相違 → 貿易摩擦と消費者保護の不均衡。

➤ 能力ギャップ：多くの規制当局（特に新興市場）は、専門知識、検証済みの手法、統合ポジティブリストへのアクセスを欠いている。

➤ CCASIA への影響

- 地域全体における食品包装 (FCM) の監督における幅広い違い

- 認定試験所と統一された方法の不足

- 包装済み食品及び包装材料の輸入依存度の高まり

- 持続可能性への圧力の高まり（リサイクル材、循環性）

(p.6) Codex との関連性

現状

- Codex の衛生基準文書とリスク分析原則は、包装/食品包装(FCM)に触れているものの、標準化された評価や意思決定のためのハイレベルな内容に留まっている。
- CAC46において、加盟国はこのギャップを認識し、議論文書の目的に関する回状を発出した。「リサイクル包装 → 認識 +Codexへの関与の入口」

Codexにとっての機会

- リスク分析を基盤とした、食品包装の安全性に関する横断的な枠組みを構築する。
- 移行試験及び文書化の慣行の統合を促進する (DoC、トレーサビリティ、GMP)
- 「認可済み適用」のハーモナイズしたリストに向け、科学的根拠に基づいた信頼性確保の道筋を構築する → 重複の削減、健康の保護、貿易の促進。

(p.7) 地域及び国際的な課題

定義と体系の欠如

- FCS、FCM、最終製品間の合意された区別がない → 適用範囲が不統一
- 多様な文書化と適合宣言(DoC)
- 移行試験が断片的 (時間/温度/模擬物質) → 比較不可能な結果
- 揃っていない想定ばく露量 → 信頼性と認識の限界

非意図的添加物質(NIAS)

- 不純物、分解生成物、相互作用による課題の増大
- スクリーニング、優先順位付け、リスク評価のための統一された枠組みがない
- 大きなばらつき：ケースバイケース vs. デフォルトの制限値
- 毒性学と分析における能力格差が、科学に基づくアプローチを阻害

(p.8) 地域及び国際的な課題

リサイクル材

- 循環型経済による使用量の増加
- 原料の品質、プロセスのバリデーション、除染効率に関する世界的な要件の欠如
- リサイクル技術と予測可能な安全性成果を結び付けるハーモナイズされた基準がない
→ トレードオフの不確実性

能力の限界

- 移行及びNIAS分析のための認定ラボが限られている (特に新興市場)
- 研修機会が少なく、技術ガイダンスが広く利用できない
- 信頼性メカニズムが弱い → 評価の重複と意思決定の遅延

(p.9) Codex における提案アクション

オプション A – 既存の委員会を活用する

- FCM リスク評価及び GMP に関するガイドラインを策定する（横断的）
- リサイクル材に関する実施規範を策定する
- CCFH (Codex 食品衛生部会) /CCFA (Codex 食品添加物部会) /CCCF (Codex 食品汚染物質部会) の専門知識を活用する EWG (専門家作業部会)

利点：構造的变化は最小限、既存のプロセスを活用

欠点：所有権が分散、技術的深度が限られる「認可済みリスト」に関する進捗の遅れ

(p.10) Codex のアクション案

オプション B – FCM に関する特別タスクフォース（4 年間）

指示：

- 一般ガイドライン（定義、安全性目標、文書化、GMP、NIAS）
- リサイクル材に関するガイダンス（原料／プロセス基準、検証）
- 枠組み + 初期コンテンツ、又は認可済み適用のハーモナイズしたリスト（プラスチック、接着剤／コーティング）

利点：明確な専門知識の集積、一貫性のあるパッケージ、高い可視性、能力構築承認済みリストの迅速なパイロット試験

欠点：Codex のコンセンサスとリソースが必要

(p.11) Codex のアクション案

オプション C – 段階的アプローチ（推奨）

2025 年：

- 討議資料 + 國際/地域枠組みをマッピングした回付レター 討議資料の目的
- FAO/WHO 専門家会議 → 段階的な NIAS リスク評価と試験法ベースライン

2027～2028 年：

- コアテキストの草案作成のための特別タスクフォースの立ち上げ
- 信頼できる評価（例：EFSA、FDA、カナダ保健省など）に基づき、Codex の想定と文書に合わせて調整されハーモナイズしたリスト（プラスチック + 接着剤/コーティング剤）のパイロット試験

2029 年：

- 委員会採択に向けた成果物
- 繼続的なメンテナンスのため、既存の Codex 構造（例：CCFA (Codex 食品添加物部会)）への移行

(p.12) ご清聴を感謝します

「2025 年アジア Codex・食品規制フォーラムの主な成果と提言

https://gforss.org/wp-content/uploads/2025/08/2025AsiaCodexForum_Day3_KeyForumOutputs_vf.pdf

(p.1) 2025 年アジア Codex・食品規制フォーラムの主な成果と提言

(p.2) フォーラム概要

アジア地域 18 カ国から約 80 名の参加者による積極的な参加

各国 Codex・コンタクトポイント及び CCASIA 加盟国からの幅広い代表

1 各国規制当局（以下を含む）

2 アジア諸国の食品安全及びリスク評価を担当する機関

3 FIRN（食品イノベーション規制ネットワーク）

4 IUFoST（国際食品科学技術連合）

5 FIFSTA（ASEAN 食品科学技術研究所連合）

6 FOSTAT（タイ食品科学技術協会）

7 コーデックスコーディネーター及びフォーカルポイント

8 業界関係者及び食品セクターの代表者

9 科学専門家

(p.3) フォーラムの目的

Codex 委員会の成果とその地域的影響に関するレビュー影響

今後の Codex 会合に向け地域共通の優先事項を規定する

イノベーション、食品接触材料 (FCMS)、及び食品安全に関する規制アプローチを検討する

CCASIA 加盟国全体のステークホルダーとの連携を強化する

CCASIA23 及び CAC48 に向けた共同勧告案を作成する

(p.4) 主要テーマ

01Codex 部会の最新情報

•CCEEXEC (Codex 執行委員会)、CCGP (Codex 一般原則部会)、CCCF (Codex 食品汚染物質部会) 18、CCMAS (Codex 分析・サンプリング部会) 44 の成果のレビュー

•今後の会合 (CCPR (Codex 残留農薬部会) 56、CCSCH8 (Codex スパイス・料理用ハーブ部会)) の準備

02 アレルゲン表示

- 予防的アレルゲン表示及びアレルゲン検出方法の性能に関するガイダンスを作成中

03 食品イノベーションへの規制アプローチ

- 食品イノベーション管理に関する地域の適正規範と Codex の役割

04 食品接触材料 (FCM)

- 規制アプローチに関する議論 FCM の管理について
- Codex の関与の可能性

05 超加工食品

- 公衆衛生への潜在的な影響と規制アプローチの評価

06 ステークホルダーエンゲージメントと地域連携

- 各国当局、産業界、Codex オブザーバー、科学機関間の構造化された対話の強化
- CCASIA23 及び CAC48 に向けた地域協力の強化

(p.5) フォーラム成果概要

CCASIA23 及び CAC48 に向けた調整

- 共同提案（討議資料）及びアドボカシー戦略の策定に向けた合意

地域コーデックス優先事項の特定

- CCCF18、CCMAS44、CCPR56、CCSCH8 の主要な成果のレビュー
- CCASIA 加盟国によるコーデックス手続きへの積極的な関与

データの生成と共有

データ収集のための地域協力と協調戦略（アフラトキシン、ヒ素など）

イノベーションへの規制アプローチ

機動的で透明性が高く、科学に基づいた規制の道筋に向けた合意形成

利害関係者との積極的な関与の促進

作業の推進：NF、FCM、UPF の定義、分類、および規制上の影響に関する継続的な対話を促進する。科学的根拠に基づき、文化に配慮したアプローチを重視する。

(p.6) 2025 年アジア Codex 食品規制フォーラムの主な勧告

強化の必要性に関する合意：

- 能力構築
- ステークホルダーの関与
- 地域間の調整と作業分担
- 整合したアドボカシー戦略

食品接触材料の管理への Codex アプローチに関する合意形成の促進

フォーラムの成果と勧告をまとめた CRD を CCASIA23 に提出

「新規性」を管理する規制枠組みに関する CCASIA ガイドラインの策定に向けて

(p.7) ご清聴を感謝します

「グループディスカッション・2025 年 8 月 20 日」

https://gforss.org/wp-content/uploads/2025/08/2025AsiaCodexForum_Day3FCMGroup_pdf_vf.pdf

食品接触材料 (FCM) 管理の将来的方向性の策定 — 地域的収束と Codex の役割に向けて

背景

この質問票は、CCASIA 会員と地域の食品関係者によるグループディスカッションの指針として作成された。その目的は、食品規制協力の実現可能なアプローチに重点を置きつつ、食品接触材料 (FCM) に関するより良いガイダンスと監督のために、CCASIA が Codex に推奨できる将来の行動を特定することにある。

セクション 1：地域の優先事項と共通のニーズ

1. 共通の規制ギャップ

ディスカッションペーパーに基づき、アジア地域において、FCM のより良い監督と連携を確保するために、以下のどの事項が最も緊急に取り組むべきか？（上位 3 つを選択）

- 移行試験条件の統一の欠如
- 共通の文書／適合性文書 (DoC) フォーマットの欠如
- NIAS スクリーニング及びリスク評価方法におけるギャップ
- リサイクル材に対する監督体制の一貫性の欠如

ばく露想定の断片化

その他：

2. 地域連携と Codex の貢献の優先分野

CCASIA 加盟国が最も有意義に連携し、Codex の活動に貢献できる分野は何か？

共通の定義と水平的安全性目標

GMP 及び文書化慣行への共同アプローチ

NIAS 方法論への地域的なインプット

再生材料要件に関する技術的コンセンサス

「Codex 認可済み適用」リストへのパイロット貢献

その他

セクション 2：食品医薬品局 (FCM) 管理のための Codex ガイダンスの強化の運用：役割、経路、リーダーシップ

3. 討議資料で提案されているオプション C に従った段階的アプローチはどのように運用されるか：

段階的アプローチには以下が含まれる：

- ステップ 1：完全なディスカッションペーパーを作成し、枠組みをマッピングするための回付レター (CL) を回覧する (2025 年)
- ステップ 2：NIAS 及び試験のためのベースライン手法を開発するための FAO/WHO 専門家会議を開催する (2026 年)
- ステップ 3：ガイドライン、再生材料ガイダンスの草案作成、及び認可済み適用リストのパイロット運用のため特別タスクフォースを立ち上げる (2027～2029 年)

CCASIA は、この道筋の実現にどのように貢献できるか？(該当するものを全て選択されたい)

Codex の討議資料への地域的な貢献を提案する (例：地域ギャップ分析、ポジションペーパー)

地域レベルでの調整を行い、加盟国に CL への回答を促す

FAO/WHO 会議に貢献する地域専門家を指名する

CCASIA 加盟国によるタスクフォースの主導又は共同開催を提案する

認可リストへの地域からのパイロット申請の特定を支援する

その他：

4. リーダーシップと調整：段階的アプローチを効果的に実施するため、各段階でどのようなリーダーシップが必要か？

フェーズ	この作業を主導または共同主導るのは誰ですか？（マーク及び／又は詳細を記入）
マッピング及びディスカッションペーパー（2025年）	<input type="checkbox"/> CCASIA コーディネーター <input type="checkbox"/> ボランティア国（詳細を記入）：
専門家会議（2026年）	<input type="checkbox"/> FAO/WHO <input type="checkbox"/> 地域専門家グループ <input type="checkbox"/> CCASIA ホスト国： <input type="checkbox"/> その他：
タスクフォースフェーズ（2027～2029年）	<input type="checkbox"/> Codex 委員会 <input type="checkbox"/> CCASIA 加盟国（提案されたい）：アジア以外の国と共同で主導（詳細を記入）：

5. 参加準備状況：貴国または貴機関は、これらのフェーズ（討議資料、専門家会議、タスクフォース）のいずれかにおいて、リーダーシップを発揮したり、技術的貢献をしたりすることを検討しているか？

- はい、希望する分野を明記されたい：
- 現時点ではなし
- 内部協議中、実施の可能性あり

6. 運用上の促進要因：討議資料で提案されている段階的アプローチを成功させるには、どのようなメカニズムが必要だと思うか？（上位2つを選択）

- 専用の財政支援又は信託基金
- ボランティア参加国がホストする技術事務局
- CCASIA に基づく地域専門家グループ
- 透明性の高いデータ共有プラットフォーム
- リファレンスラボ及び学術パートナーの関与
- 業界オブザーバーの正式な関与
- その他：

「討議資料 食品接触材料の管理 – 食品規制の実践と Codex の役割」2025年8月16日
https://gforss.org/wp-content/uploads/2025/08/2025AsiaCodexForum_FCMpaper_vf.pdf

世界食品規制科学協会（GFoRSS）－国際食品科学技術連合（IUFoST）専門グループにより作成

要旨

食品接触材料（FCM）（包装、加工機器の表面、インク、接着剤、コーティング剤など）は、安全で効率的かつ持続可能な食品システムに不可欠である。しかしながら、FCMに対する

規制監督は世界的に依然として不均一である。多くの法域では、特に非意図的添加物質 (NIAS) やリサイクル材の使用増加に関連する移行リスクを評価・管理するためのインフラ、法的ツール、科学的能力が不足している。

Codexにおいて、FCMは衛生に関する文書で間接的に言及されているのみであり、専用の横断的枠組みや調和されたポジティブリスト制度は存在しない。

本稿は、Codexが規制当局によるFCMの評価と、地域及び世界的な収束を促進するエビデンスに基づく意思決定をより効果的に支援できる方法について、CCASIA (Codexアジア地域調整部会) 加盟国間で議論を促すものである。段階的なCodexプログラムが検討対象として提案されており、その目的は、(1)食品包装材料 (FCM) のリスク評価と適正製造規範 (GMP) に関する横断的なガイダンスの策定、(2)リサイクル材に関する目的適合ガイダンスの作成、(3)プラスチック及び接着剤／コーティング材をはじめとする、透明性のあるデータと適切な評価に基づく、ハーモナイズした「Codex認可適用」リストの試行である。このアジェンダを推進するため、作業を調整し、能力を強化し、CCASIA加盟国をこの新たなCodex分野の形成において最前線に位置付けるための、期限付きの臨時のメカニズム設置が推奨される。

1. 背景と問題提起

食品包装材料 (FCM) は、意図的又は非意図的に添加された物質を食品に移行する可能性がある。健康を守り、食品の品質を維持するためには、この移行を管理する必要がある。持続可能性政策（例：リサイクル材含有の義務化）や材料の革新（アクティブ／インテリジェント包装、多層構造、新規ポリマー）の急速な進展により、状況は複雑化している。

定義、市場投入前の監督、移行試験、及び NIAS（非特定食品等使用基準）のアプローチにおける国内及び国際的な差異は、貿易摩擦と消費者保護の一貫性の欠如を引き起こしている。

多くの規制当局、特に新興市場において、専門的な評価能力、検証済みの方法、統合ポジティブリストへのアクセスが不足している。

CCASIAへの影響：地域全体で食品包装材料 (FCM) の監督における広範なばらつき、認定試験所及び統一された方法へのアクセスの制限、包装済み食品及び包装材料の輸入依存度の高まり、持続可能性への圧力の高まり（リサイクル材含有率、循環性）。

2.Codexとの関連性

Codex は現在、包装及び食品接触材料に関する広範な衛生原則とリスク分析の基礎を提供しているが、これらは依然として高水準であり、標準化された評価や意思決定に必要な具体的な内容を提供していない。CAC46 (Codex 第 46 回総会) において、委員会はこのギャップを認識し、リサイクル食品包装に関するガイダンスの可能性を検討することに合意し、加盟国及びオブザーバーから情報を収集するためのレターの回付を開始した。この進展は、この問題への認識を示すとともに、Codex のより広範な関与への入口となることを示している。

この勢いを基に、Codex は以下のことを実現できる：

- リスク分析を基盤とした、食品接触材料 (FCM) の安全性原則に関する横断的な枠組みを確立する。
- 適合宣言、トレーサビリティ、GMP を含む、移行試験方法と文書化慣行の統合を促進する。
- 認可済み申請の統一リストに向け、科学に基づくグローバルな信頼経路を構築し、評価の重複を削減しつつ、健康を守り、貿易を促進する。

3. 國際規制の現状（概要）

3.1 欧州連合

- GMP、プラスチック（再生品を含む）、セラミック、再生セルロースフィルム、及びアクティブ材料／インテリジェント材料に関する具体的な措置を備えた横断的な枠組み。EFSA がリスク評価を実施。
- 欧州リファレンスラボラトリー (EURL-FCM) が、試験方法と技能試験の調整を行っている。いくつかのギャップ領域としては、複数の材料クラス（例：紙／板紙）に対する EU の統一された措置の欠如や、NIAS（非意図的添加物質）による評価の課題が挙げられる。

3.2 アメリカ合衆国

- 21 CFR における材料及び物質固有の規定の混在（例：Part 175～178、Part 176 紙／板紙、Part 177 ポリマー）。
- 食品接触届出、及び「規制の閾値」の除外。
- 移行試験及び化学／毒性試験資料の確実な実施。

3.3 カナダ

- 有害物質の移行に関する一般的な法的禁止。
- 材料／添加物／製品に関する上市前 NOL の自主的発行。
- 移行研究及びばく露推定への依存。

3.4 オーストラリア／ニュージーランド

- 食品規格コード（FSC）は、包装が目的に適合していることを義務付けている。
- 州法及びプラスチックに関する AS 2070 は、適合性を支援する。よりパフォーマンスベースであり、食品事業者の責任となっている。

3.5 湾岸協力会議（GCC）

- GCC 標準化機構（GSO）の規格は、食品接触材料に関する EU のハーモナイズした原則を概ね反映している。
- 食品包装に関する追加のプラスチック包装の規格及び一般要件。
- 国内法への導入は国によって異なる場合がある。

3.6 中国

- 食品安全国家標準（GB 標準）に基づく包括的ポジティブリスト制度。中核となる標準は GB 4806.1-2016（食品衛生法に基づく一般安全要求事項）であり、材料固有の規格（例：プラスチックについては GB 4806.7、紙／板紙については GB 4806.8）が補足している。
- 認可された添加剤及び樹脂のポジティブリストは、特定移行量制限（SML）及び総移行量制限（OML）とともに維持されている。
- 新規物質は、国家衛生健康委員会（NHC）による市販前審査及び認可が必要である。GMP 原則は GB 31603-2015 に規定されている。NIAS（非意図的添加物質）は依然として新たな課題であり、リスク評価手法への関心が高まっている。

3.7 日本

- 従来、食品衛生法に基づくネガティブリスト制度を採用していたが、2020 年から合成樹脂についてはポジティブリスト制度に移行した。

- 厚生労働省（MHLW）（注：消費者庁に移管）は、使用条件と移行制限を定めた認可物質のポジティブリストを維持している。
- 遵守は試験に関するガイダンスによって裏付けられており、事業者が責任を負う。
- その他の材料クラスについては、完全なポジティブリストは存在せず、一般的な安全規定の対象となっているが、技術基準と業界規格が広く利用されている。

3.8 シンガポール

- シンガポールの食品規制では、食品の安全性を損なう可能性のある包装を禁止している。
- 規制は主にパフォーマンスベースである。シンガポール食品庁（SFA）は独自のポジティブリストを維持していないが、他の管轄区域（例：米国 FDA、EU、日本）による評価と認可を承認し、それらに依存している。
- 新しい材料が導入される際には、適合宣言と試験証拠の提出が求められる。
- シンガポールのアプローチは、規制への依存と国際的な整合性を強調している。

4. 世界及び地域間のギャップと「問題点」に関する議論

4.1 世界的な定義と体系の欠如

- 食品接触物質（FCS）、食品接触材料（FCM）、食品接触最終製品を区別する国際的に合意された定義のセットは存在しない。これが、法域間で適用範囲の不一致の原因となっている可能性がある。
- 適合性に関する文書や宣言（DoC）はしばしば求められるが、その形式と内容は大きく異なる。
- 移行試験条件は断片化されており、時間／温度条件や疑似物質の選択が異なるため、比較不可能な結果や規制上の不確実性が生じている。
- ばく露に関する仮定（例：デフォルトの消費係数）も整合しておらず、信頼性と相互承認を複雑化させている。

4.2 非意図的添加物質（NIAS）

- 規制当局は、製造時及び使用時の不純物、分解生成物、又は相互作用によって発生する

可能性のある NIAS に関し、一層多くの課題に直面している。

- 有害性スクリーニング、優先順位付け、又は段階的リスク評価のためのハーモナイズした枠組みは存在しない。現在のアプローチは、個別事例評価から広範なデフォルト制限まで多岐に亘る。
- 毒性学又は分析能力が限られている規制当局は、科学に基づいた適切な戦略の実施に苦労している。

4.3 再生材料

循環型経済は、再生プラスチックやその他の再生材料の急速な拡大を促進している。しかし、原料の品質、プロセスの妥当性確認、除染効率の検証に関する明確な要件は、世界的に欠如している。特定のリサイクル技術（例：メカニカルリサイクルとケミカルリサイクル）と予測可能な安全性成果を結び付ける基準は統一されていない。これは、業界と規制当局の両方にとて不確実性を生み出し、貿易混乱のリスクを高めている。

4.4 能力の限界

多くの法域、特に新興市場では、高度な移行分析や NIAS 分析を実施できる認定試験所が不足している。規制当局や試験所職員への研修機会は少なく、技術指導も利用できないことが多い。更に、当局が信頼できる規制当局による評価を活用できる信頼性メカニズムが脆弱であるか、或いは存在せず、作業の重複や意思決定の遅延に繋がっている。

5.1 オプション A - 既存の委員会を活用する（新たな組織は不要）

既存の Codex の枠組みを通じて、FCM リスク評価と GMP に関するガイドライン（横断的）とリサイクル材に関する実施規範を策定する。CCFH (Codex 食品衛生部会) /CCFA (Codex 食品添加物部会) /CCCF (Codex 食品汚染物質部会) の専門知識を活用した EWG (専門家作業部会) を設置する。

- 利点：構造的変化は最小限で、既存のプロセスを活用できる。
- 欠点：所有権が分散している。複数材料の適用範囲と技術的深度に対する対応能力が限られる。「認可済み」リストの統合が遅くなる。

5.2 オプション B — FCM に関するアドホック政府間タスクフォースの設置（期限付き、4 年間） 任務：(1) FCM に関する一般ガイドライン（定義、安全目標、文書化、GMP、NIAS）、(2) リサイクル材に関するガイダンス（原料／プロセス基準、検証）、(3) Codex の

ハーモナイズした認可済み適用リスト（プラスチック及び接着剤／コーティングから開始）の構造と初期内容を策定する。

- 利点：専門知識の所在が明確、迅速かつ一貫性のあるパッケージ、能力構築のための高い可視性、「認可済み適用」リストのパイロット運用が容易。
- 欠点：Codex 加盟国の合意とリソース確保が必要。

5.3 オプション C — 段階的アプローチ（推奨）

2025 年：リサイクル以外の加盟国／オブザーバーの FCM 枠組みをマッピングするための包括的討議資料を作成し、CL（回付レター）を回覧する。FAO/WHO 専門家会議を開催し、段階的な NIAS/RA（リスク評価）方法論と試験法ベースラインを提案する。

2027～2028 年：臨時のタスクフォースを立ち上げ、コアテキストの草案作成とハーモナイズしたリスト（プラスチック＋接着剤／コーティング）の試行を行う。信頼できる評価（EFSA/FDA/カナダ保健省など）に基づき、Codex 固有のばく露想定と文書化を確保する。

2029 年：委員会採択のための成果物。CCFA など既存の Codex の構造の下での継続的な維持経路について合意する。

付属書 1：食品廃棄物管理（FCM）の管理を支援するための Codex 成果物案と CCASIA 加盟国の役割

Codex 作業の成果物案（範囲と概要）

食品廃棄物管理（FCM）のための一般ガイドライン（横断的）。定義（FCS、FCM、成形品）の合意、一般的な安全性目標、GMP、適合宣言（DoC）の要件、トレーサビリティ、移行原則（OML/SML の概念とばく露想定）、NIAS 管理、モデルの受け入れ、消費者安全に関する場合のラベル表示（例：非食用挿入物）の定義を目的としている。

食品廃棄物管理におけるリサイクル材に関するガイダンス。リサイクル技術のカテゴリ、原料要件、除染性能検証、プロセス認可/通知の概念、移行コンプライアンスへのリンク、文書化チェーン、クローズドループとオープンループの特別なケース、材料固有の考慮事項（プラスチック、金属、紙/板紙）の定義を目的としている。

Codex のハーモナイズした「認可済み適用」リスト（パイロット）は、Codex が管理する、

認可済みの材料／物質の適用を、該当する場合、条件及び SML／OML に結び付け、最新の概要を作成することを目指す。

- フェーズ 1 の材料：プラスチック（モノマー／添加剤／加工助剤）及び接着剤／コーティング剤。フェーズ 2：紙／板紙。フェーズ 3：金属及びその他。
- ガバナンス：認定機関による評価を組み込むための透明性のある基準を用いた依存モデル。Codex 固有のばく露想定と移行試験マッピング。定期的な更新。バージョン管理と DoC テンプレートを備えた公開データベース。

能力構築と CCASIA のリーダーシップ⁶

- CCASIA は、EU のリファレンスラボラトリ (EURL-FCM) やその国立リファレンスラボラトリ (NRL) ネットワークなどの欧州リファレンスラボラトリネットワークをモデルとしたネットワークを試験的に導入し、移行試験の調和、技能試験の実施、方法の記録の維持を図ることができる。
- CCASIA 加盟国は、NIAS スクリーニング、ばく露量推定、ドシエ審査、小規模/地域ラボ向け包装（溶媒システム、模擬試験、バリデーション）に関する経験と専門知識の交換に合意できる。
- CCASIA 加盟国は、適切な評価と Codex 認可済みの適用を認めるための枠組みに合意できる。加盟国は共同審査とテンプレートの共有を支援できる。
- CCASIA 加盟国は、透明性のための DAT の可用性向上に一層貢献できる。モノグラフ、移行データ、DoC 報告書へのオープンアクセスを支援する。